1 調　査　の　概　要

平成元年に水質汚濁防止法の一部が改正され、特定事業場において有害物質の地下浸透の禁止が定められるとともに、都道府県知事には地下水の水質監視が義務づけられた。これに伴い、県では、昭和59年度から63年度までに県及び市町村が実施した地下水の水質測定結果及び有害物質使用事業場の立地状況等を考慮のうえ、測定地点の選定、地下水の水質測定計画の策定を行い、平成元年度から水質監視を実施している。

（1） 概　況　調　査

県内の有害物質による地下水汚染の概況を把握するため、年次計画を立て、有害物質使用事業場もしくはその周辺等において計画的に行う調査である。

平成11年度は、「メッシュ調査」として県内を25メッシュ（1メッシュ約400km² ）に区分し、全メッシュについて、表-1に示す環境基準項目を調査した。

また、平成11年2月に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が環境基準項目に追加されたことから、「追加項目使用事業場等周辺調査」として同物質を使用している事業場等の周辺で調査を実施した。

表－1　概　況　調　査　の　項　目

調査区分	項　　目
メッシュ調査	①カドミウム　②全シアン　③鉛　④六価クロム　⑤砒素　⑥総水銀　⑦ＰＣＢ ⑧ジクロロメタン　⑨四塩化炭素　⑩1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ　⑪1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ⑫ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　⑬1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　⑭1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　⑮ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ⑯ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　⑰1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ　⑱チウラム　⑲シマジン　⑳チオベンカルブ ㉑ ベンゼン　㉒ セレン　㉓ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　㉔ ふっ素　㉕ ほう素
使用事業場等周辺調査	①硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　②ふっ素　③ほう素

注）総水銀が検出された場合は、アルキル水銀についても調査する。

（2） 詳　細　調　査

概況調査で汚染が判明した場合に、汚染原因及び範囲を確認するため、汚染井戸の周辺地区において行う調査である。

平成11年度は、概況調査で環境基準項目が検出された地区等及び定期モニタリング調査地点を見直すため、同調査で調査項目が3年以上検出下限値未満の地区において、調査を実施した。

（3） 定期モニタリング調査

詳細調査を実施したのち、汚染の推移の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う調査である。

なお、地下水質調査の市町村別調査地点数及び地下水質調査実施地区図幅等は、それぞれ表－2、図－1のとおりである。

表－2　地下水質調査の市町

調査区分	概況調査			詳細調査							
	メッシュ調査	事業場等周辺調査									
調査項目	環境基準25項目*1	窒素*2	ふっ素、ほう素	鉛	砒素	総水銀	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	ベンゼン	窒素*2	ふっ素
新潟市	5										
村上市	1							10			
荒川町											
神林村											
山北町											
粟島浦村	1										
新発田市			1					4			
豊栄市											
水原町											
聖籠町	1		1								9*
紫雲寺町	1										
中条町		2									
黒川村											
新津市			1								
五泉市								10			
白根市	1										
村松町											
横越町		1									
津川町	1									6	
燕市		1	2								
弥彦村		1						12			
分水町											
吉田町											
西川町	1										
月潟村											
三条市											
加茂市											
栄町	2										
栃尾市											
長岡市	1	1*	2*	7*	7*			7*		7*	7*
和島村											
寺泊町	1									9	
柏崎市	2	1									
西山町								9			
小千谷市		2*	2*								
堀之内町											
小出町								3			
湯之谷村								6			
守門村											
塩沢町	1										
六日町											
大和町	1										
十日町市	1							10*		10*	
川西町											
津南町											
上越市	2	1	1			10		19			8*
新井市		1				5					
浦川原村	1										
柿崎町	1							18*		18*	
大潟町			1				7*	7*	7*		
妙高高原町	1							4*		4*	
能生町	1										
両津市											
相川町	1										
佐和田町	1				13*					13*	13*
畑野町	1										
小木町											
項目別計	30	11	11	7	20	15	7	119	7	67	37
調査区分計	49			180							
調査地点計	326										

注1）*1：環境基準26項目のうち、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。
注2）*2：窒素は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
注3）調査区分計は、調査項目に重複（*印）があり、項目別計の合計と一致しない。
注4）調査地点計は、調査区分で調査地点に重複があり、調査区分計の合計と一致しない。

村別調査地点数

		定期モニタリング調査								調査区分
ほう素	トルエン キシレン	全シアン	鉛	砒素	ジクロロメタン	四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	ベンゼン	調査項目
							1	1		新潟市
								2		村上市
								1		荒川町
								1		神林村
								2		山北町
										粟島浦村
								2		新発田市
								1		豊栄市
								1		水原町
5*								2		聖籠町
										紫雲寺町
				1				1		中条町
								2		黒川村
										新津市
								5		五泉市
										白根市
								5		村松町
										横越町
										津川町
								9		燕市
								2		弥彦村
		1*						1*		分水町
								2*	1*	吉田町
1								1		西川町
			1							月潟村
								3		三条市
								3		加茂市
										栄町
								3		栃尾市
							2	4		長岡市
								1		和島村
										寺泊町
								3		柏崎市
								1		西山町
								2		小千谷市
								1		堀之内町
								2		小出町
								1		湯之谷村
								1		守門村
								1		塩沢町
								1		六日町
										大和町
								11		十日町市
								2		川西町
								1		津南町
8*							2	6		上越市
					2*	4*		6*	4*	新井市
										浦川原村
										柿崎町
	7*							1		大潟町
4*										妙高高原町
										能生町
								1		両津市
										相川町
				1				1		佐和田町
										畑野町
								1		小木町
18	7	1	1	2	2	4	5	98	5	項目別計
		106								調査区分計
										調査地点計

図－1　地下水水質調査実施地区図幅

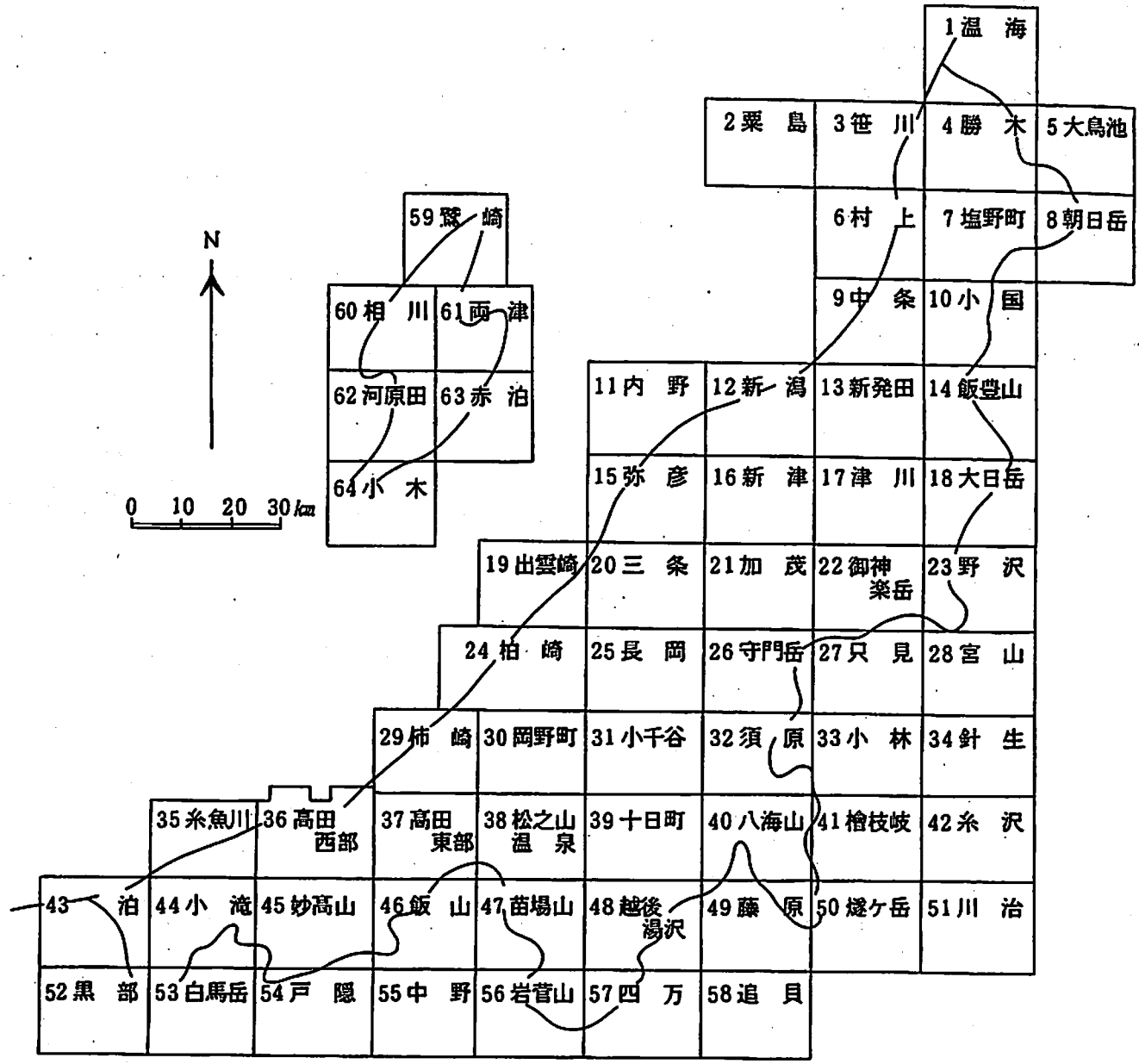

○調査区分別実施地点数

概況調査（49地点）

図幅番号	3	6	9	12	13	15	16	20	22	24	25	29	30	31	36	37	39	45	48	60	63
調査地点数	1	1	3	5	3	5	2	4	1	2	3	3	1	3	3	3	1	1	1	2	1

詳細調査（180地点）

図幅番号	6	12	13	15	16	20	22	24	25	29	31	36	37	39	45	60
調査地点数	10	6	7	13	10	9	6	9	7	25	9	19	23	10	4	13

定期モニタリング調査（106地点）

図幅番号	1	6	9	12	13	15	16	19	20	21	24	25	26	29	31	32	36	37	38	39	60	61	64
調査地点数	2	2	6	4	4	8	10	1	11	3	4	7	2	1	7	1	6	8	4	11	2	1	1

2 調 査 の 結 果

平成１１年度は、57市町村326地点において調査を実施し、結果は次のとおりであった。

(1) 概況調査結果

平成11年度はメッシュ調査を23市町村30地点で実施し、調査の結果、地下水の水質環境基準（参考「地下水の水質汚濁に係る環境基準」参照。）を超えた項目及び地点は、鉛の1地点と砒素の3地点であった。

また、追加項目使用事業場周辺調査を13市町村19地点で実施したが、地下水の水質環境基準を超過した地点はなかった。

環境基準超過地点への対応について、表－3に示す。

表－３ 環境基準超過地点への対応

項 目	市町村名	対 応 内 容
鉛	長岡市	鉛、砒素は同一地点であり、原因は自然要因と考えられる。同時に、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が検出され詳細調査を実施した。12年度から鉛、砒素、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目及びふっ素について、定期モニタリング調査を開始する。
砒 素	長岡市	
	白根市	原因は自然要因と考えられる。周辺に飲用井戸がないことから特に措置は行っていない。
	栄 町	

注） ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目：ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ

(2) 詳細調査結果

平成11年度は、概況調査で環境基準項目が検出された地区及び土壌汚染が判明した地区等15地区137地点（13市町）、定期モニタリング調査で調査項目が３年以上検出下限値未満の地区5地区43地点(6市町村）の合計20地区180地点（19市町村）において、該当する項目等について調査を実施した。

調査結果の概要は表－4.1、表－4.2のとおりである。

表－4.1　調査結果の概要

市町村名	項目	環境基準超過状況*1	対応内容
村上市	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目*2	0／10	検出地点1地点で12年度から定期モニタリング調査を実施する。
聖籠町	ふっ素、ほう素	0／9	
津川町	窒素*3	0／6	定期モニタリング調査は実施しない。
西川町	ほう素	0／1	
長岡市	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目 鉛、砒素、ふっ素、窒素	1／7	超過地点1地点で12年度から定期モニタリング調査を実施する。
寺泊町	窒素	0／9	定期モニタリング調査は実施しない。
十日町市	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目、窒素	0／10	検出地点1地点で12年度から定期モニタリング調査を実施する。
上越市	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目	0／19	定期モニタリング調査は実施しない。
上越市	ふっ素、ほう素	0／8	
上越市	総水銀	0／10	
新井市	総水銀	0／5	
柿崎町	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目、窒素	0／18	検出地点2地点で12年度から定期モニタリング調査を実施する。
大潟町	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等7項目*4 （ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ）*5	0／7 （1／7）	定期モニタリング調査は実施しない。
妙高高原町	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目 窒素、ふっ素	0／4	概況調査の検出地点1地点で12年度から定期モニタリング調査を実施する。
佐和田町	砒素、窒素、ふっ素	4／13	超過地点1地点で12年度から定期ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査を実施する。

注）*1：環境基準超過地点数／調査地点数（要監視項目は指針値）

*2：ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目；ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ

*3：窒素：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

*4：ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等7項目：ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ

*5：（）は要監視項目で指針値の超過状況

表－4.2　調査結果の概要（3年以上未検出地区）

市町村名	項目	環境基準超過状況*1	対応内容
新発田市	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目*2	0／4	定期モニタリング地点で検出。引き続き同地点で調査する。
五泉市	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目	0／10	既存のモニタリング地点は廃止し12年度から検出地点1地点で調査する。
弥彦村	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目	2／12	既存のモニタリング地点2地点は廃止し、12年度から超過地点1地点で調査する。
西山町	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目	0／9	定期モニタリング調査は実施しない。
湯之谷村（小出町）*3	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目	0／9 （0／3）	定期モニタリング調査は実施しない。

注）*1：環境基準超過地点数／調査地点数

*2：ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等5項目；ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ

*3：湯之谷村と小出町は同一地区で、（）は内数

（3） 定期モニタリング調査

平成11年度は42市町村106地点で調査を実施した。定期モニタリング調査における環境基準の超過状況を表－5に示した。

表－5 環境基準の超過状況

測定項目	環境基準超過状況*	
全シアン	0／1	
鉛	0／1	
砒素	1／2	（1町）
ジクロロメタン	1／2	（1市）
四塩化炭素	0／4	
1,2-ジクロロエタン	1／4	（1市）
1,1-ジクロロエチレン	1／98	（1市）
シス-1,2-ジクロロエチレン	13／98	（9市町村）
1,1,1-トリクロロエタン	0／103	
トリクロロエチレン	7／103	（4市町）
テトラクロロエチレン	14／103	（8市町村）
ベンゼン	0／5	
合計	30／106	（18市町村）

注1） *：環境基準超過地点数／調査地点数（超過地点のある市町村数）

注2） ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝは19/98（10市町村）、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝを含めると27/103（16市町村）

注3） 合計は、項目で重複地点があり一致しない。

3 ま と め

（1） 環境基準を超過した地点は、鉛1地点（1市）、砒素8地点（5市町）、ジクロロメタン1地点（1市）、1,2-ジクロロエタン1地点（1市）、1,1-ジクロロエチレン1地点（1市）、シス-1,2-ジクロロエチレン15地点（10市町村）、トリクロロエチレン7地点（4市町）、テトラクロロエチレン14地点（8市町村）で、環境基準を超過した地点の合計は39地点（21市町村）であった。また、複数の項目が超過した地点は8地点（5市町）であった。

要監視項目の指針値を超過した地点は、キシレン1地点（1町）であった。

（2） 鉛が環境基準を超過した原因は、周辺に使用事業場等がなく自然要因と考えられた。砒素に関しては、環境基準を超過した8地点のうち、7地点は周辺に使用事業場等がなく自然要因と考えられたが、中条町については、過去の取り扱い工場（既に廃業）に起因する汚染であると考えられる。

（3） ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは使用事業場に起因する汚染と考えられるが、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンについては、周辺に使用事業場等がないことから、トリクロロエチレン等が土壌中の微生物により分解されるなどして生成したものと考えられる。

なお、市町村別環境基準超過状況及び項目別環境基準超過状況は、それぞれ表－6、表－7のとおりである。

表－6　地下水の市町村別環境

調査区分	概況調査												詳細調査																			
	メッシュ調査						事業場等周辺調査																									
調査項目	カドミウム等23項目*1		鉛		砒素		窒素*2		ふっ素		ほう素		鉛		砒素		総水銀		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ベンゼン		窒素*2	
	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数
新潟市	5	0	5	0	5	0																										
村上市	1	0	1	0	1	0															10	0	10	0	10	0	10	0	10	0		
荒川町																																
神林村																																
山北町																																
粟島浦村	1	0	1	0	1	0																										
新発田市									1	0	1	0									4	0	4	0	4	0	4	0	4	0		
豊栄市																																
水原町																																
聖籠町	1	0	1	0	1	0			1	0	1	0																				
紫雲寺町	1	0	1	0	1	0																										
中条町							2	0																								
黒川村																																
新津市									1	0	1	0																				
五泉市																					10	0	10	0	10	0	10	0	10	0		
白根市	1	0	1	0	1	1																										
村松町																																
横越町							1	0																								
津川町	1	0	1	0	1	0																									6	0
燕市							1	0	2	0	2	0																				
弥彦村							1	0													12	0	12	2	12	0	12	0	12	0		
分水町																																
吉田町																																
西川町	1	0	1	0	1	0																										
月潟村																																
三条市																																
加茂市																																
栄町	2	0	2	0	2	1																										
栃尾市																																
長岡市	1	0	1	1	1	1	1	0	2	0	2	0	7	0	7	1					7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
和島村																																
寺泊町	1	0	1	0	1	0																									9	0
柏崎市	2	0	2	0	2	0	1	0																								
西山町																					9	0	9	0	9	0	9	0	9	0		
小千谷市							2	0	2	0	2	0																				
堀之内町																																
小出町																					3	0	3	0	3	0	3	0	3	0		
湯之谷村																					6	0	6	0	6	0	6	0	6	0		
守門村																																
塩沢町	1	0	1	0	1	0																										
六日町																																
大和町	1	0	1	0	1	0																										
十日町市	1	0	1	0	1	0															10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
川西町																																
津南町																																
上越市	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0					10	0			19	0	19	0	19	0	19	0	19	0		
新井市							1	0									5	0														
浦川原村	1	0	1	0	1	0																										
柿崎町	1	0	1	0	1	0															18	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0
大潟町									1	0	1	0							7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0		
妙高高原町	1	0	1	0	1	0															4	0	4	0	4	0	4	0			4	0
能生町	1	0	1	0	1	0																										
両津市																																
相川町	1	0	1	0	1	0																										
佐和田町	1	0	1	0	1	0									13	4															13	0
畑野町	1	0	1	0	1	0																										
小木町																																
合計	30	0	30	1	30	3	11	0	11	0	11	0	7	0	20	5	15	0	7	0	119	0	119	2	119	0	119	0	119	0	7	0	67	0
	3/49																								7/180 (8/180)							
																									39/326 (40/326)							

注1）*1：カドミウム等23項目：環境基準項目26項目のうち、鉛、砒素、アルキル水銀を除く23項目
注2）*2：窒素は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
注3）合計欄の中段及び下段は、環境基準超過地点／調査地点。（ ）は、要監視項目の指針値超過を含む。
注4）調査地点数の合計は、調査項目及び調査区分ごとに調査地点の重複があり一致しない。

基準超過状況

定期モニタリング調査																																調査区分
ふっ素		ほう素		トルエン		キシレン		全シアン		鉛		砒素		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ベンゼン		調査項目
調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	調査数	超過数	
																				1	0	1	0	2	0	2	0	2	0			新潟市
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			村上市
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			荒川町
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			神林村
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			山北町
																																粟島浦村
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			新発田市
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			豊栄市
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			水原町
9	0	5	0																	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			聖籠町
																																紫雲寺町
												1	1							1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			中条町
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	1			黒川村
																																新津市
																				5	0	5	0	5	0	5	0	5	0			五泉市
																																白根市
																				5	0	5	0	5	0	5	0	5	2			村松町
																																横越町
																																津川町
																				9	1	9	3	9	0	9	4	9	0			燕市
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			弥彦村
								1	0											1	0	1	1	1	0	1	0	1	0			分水町
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	吉田町
		1	0																	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0			西川町
										1	0																					月潟村
																				3	0	3	1	3	0	3	0	3	0			三条市
																				3	0	3	0	3	0	3	1	3	0			加茂市
																																栄町
																				3	0	3	0	3	0	3	0	3	0			栃尾市
7	0																			4	0	4	0	6	0	6	0	6	2			長岡市
																				1	0	1	1	1	0	1	0	1	0			和島村
																																寺泊町
																				3	0	3	0	3	0	3	0	3	0			柏崎市
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			西山町
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			小千谷市
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			堀之内町
																				2	0	2	0	2	0	2	0	2	0			小出町
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			湯之谷村
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			守門村
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			塩沢町
																				1	0	1	1	1	0	1	0	1	0			六日町
																																大和町
																				11	0	11	1	11	0	11	1	11	5			十日町市
																				2	0	2	1	2	0	2	0	2	1			川西町
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			津南町
8	0	8	0																	6	0	6	3	8	0	8	0	8	0			上越市
														2	1	4	0	4	1	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	4	0	新井市
																																浦川原村
																																柿崎町
				7	0	7	1													1	0	1	0	1	0	1	0	1	1			大潟町
		4	0																													妙高高原町
																																能生町
																				1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			西津町
																																相川町
13	0											1	0							1	0	1	0	1	0	1	0	1	1			佐和田町
																																畑野町
																				1	0	1	0	1	0	1	1	1	1			小木町
37	0	18	0	7	0	7	1	1	0	1	0	2	1	2	1	4	0	4	1	98	1	98	13	103	0	103	7	103	14	5	0	合計
30/106																																

表−7　地下水の項目別環境基準超過状況

区分	環境基準項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
概況調査	調査地点数(A)	30	30	30	30	30	30		30	30	30	30
	検出地点数(B)	0	0	1	0	5	0		0	0	0	0
	検出率(B/A)%	0	0	3.3	0	16.7	0		0	0	0	0
	超過地点数(C)	0	0	1	0	3	0		0	0	0	0
	超過率(C/A)%	0	0	3.3	0	10.0	0		0	0	0	0
詳細調査	調査地点数(A)			7		20	15					7
	検出地点数(B)			0		15	0					0
	検出率(B/A)%			0		75.0	0					0
	超過地点数(C)			0		5	0					0
	超過率(C/A)%			0		25.0	0					0
定期モニタリング調査	調査地点数(A)		1	1		2				2	4	4
	検出地点数(B)		0	0		2				1	0	3
	検出率(B/A)%		0	0		100.0				50.0	0	75.0
	超過地点数(C)		0	0		1				1	0	1
	超過率(C/A)%		0	0		50.0				50.0	0	25.0
検出最大値(mg/l)		—	—	0.013	—	0.084	—		—	0.036	—	0.0047

区分	環境基準項目	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
概況調査	調査地点数(A)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	検出地点数(B)	0	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0
	検出率(B/A)%	0	3.3	3.3	0	3.3	10.0	0	0	0	0	0
	超過地点数(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	超過率(C/A)%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詳細調査	調査地点数(A)	119	119	119		119	119					7
	検出地点数(B)	2	2	5		5	8					1
	検出率(B/A)%	1.7	1.7	4.2		4.2	6.7					14.3
	超過地点数(C)	0	2	0		0	0					0
	超過率(C/A)%	0	1.7	0		0	0					0
定期モニタリング調査	調査地点数(A)	98	98	103		103	103					5
	検出地点数(B)	6	30	6		19	34					2
	検出率(B/A)%	6.1	30.6	5.8		18.4	33.0					40.0
	超過地点数(C)	1	13	0		7	14					0
	超過率(C/A)%	1.0	13.3	0		6.8	13.6					0
検出最大値(mg/l)		0.045	48	0.0057	—	0.98	0.15	—	—	—	—	0.008

区分	環境基準項目(要監視項目)	セレン	窒素*1	ふっ素	ほう素	トルエン	キシレン
概況調査	調査地点数(A)	30	41	41	41		
	検出地点数(B)	0	40	3	5		
	検出率(B/A)%	0	97.6	7.3	12.2		
	超過地点数(C)	0	0	0	0		
	超過率(C/A)%	0	0	0	0		
詳細調査	調査地点数(A)		67	37	18	7	7
	検出地点数(B)		61	10	11	0	1
	検出率(B/A)%		91.0	27.0	61.1	0	14.3
	超過地点数(C)		0	0	0	0	1
	超過率(C/A)%		0	0	0	0	14.3
定期モニタリング調査	調査地点数(A)						
	検出地点数(B)						
	検出率(B/A)%						
	超過地点数(C)						
	超過率(C/A)%						
検出最大値(mg/l)		—	10	0.7	0.6	—	0.43

注1) *1:窒素は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
注2) トルエン、キシレンは要監視項目で、指針値に対する超過
注3) 超過地点数は検出地点数の内数